

四半期報告書

(第108期第3四半期)

自 平成25年10月1日
至 平成25年12月31日

日本通運株式会社

(E04319)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年2月14日
【四半期会計期間】 第108期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
【会社名】 日本通運株式会社
【英訳名】 NIPPON EXPRESS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡 邊 健 二
【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番3号
【電話番号】 03 (6251) 1111
【事務連絡者氏名】 財 務 部 長 増 田 貴
【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目9番3号
【電話番号】 03 (6251) 1111
【事務連絡者氏名】 財 務 部 長 増 田 貴
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本通運株式会社 大阪支店
(大阪市北区梅田三丁目2番103号)
日本通運株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南四丁目12番17号)
日本通運株式会社 札幌支店 ※
(札幌市北区北七条西四丁目5番地1)
日本通運株式会社 神戸支店
(神戸市中央区浜辺通四丁目1番21号)
日本通運株式会社 横浜支店
(横浜市中区海岸通三丁目9番地 横浜ビル)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧すべき場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため備えるものがあります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第107期 第3四半期 連結累計期間	第108期 第3四半期 連結累計期間	第107期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	1,206,020	1,280,503	1,613,327
経常利益 (百万円)	31,439	37,438	41,500
四半期(当期)純利益 (百万円)	16,082	18,305	23,831
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	17,951	40,987	42,364
純資産額 (百万円)	501,470	538,027	518,409
総資産額 (百万円)	1,240,921	1,340,632	1,247,612
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	15.43	17.79	22.89
自己資本比率 (%)	39.30	39.70	41.17

回次	第107期 第3四半期 連結会計期間	第108期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.57	10.59

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、政府による景気対策の効果から、企業の収益が改善し、設備投資や個人消費にも持ち直しが見られるなど、景気回復の動きを示しながら推移いたしました。

物流業界におきましては、こうした経済情勢を受けて、国内貨物の輸送需要については、総じて増加傾向にあり、国際貨物の輸送需要についても、力強い回復には至っていないものの、輸出で持ち直しの動きが見られ、輸入は増加が続くなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社グループの当第3四半期連結累計期間は、運送セグメントのうち、国内会社においては、前年同四半期に比べ、警備輸送、重量品建設、航空の各セグメントで減収となりましたが、複合事業セグメント、海運セグメントでは増収となりました。海外会社においては、前年同四半期に比べ、為替による影響及び買収した新規連結子会社の貢献等により米州、欧州、東アジア、南アジア・オセアニアの各セグメントで増収となりました。また、販売セグメントにおいては、前年同四半期に比べ、石油販売単価が上昇したこと等により増収となりました。

この結果、売上高は1兆2,805億円と前年同四半期に比べ744億円、6.2%の増収となり、経常利益については、374億円と前年同四半期に比べ59億円、19.1%の増益となりました。また、四半期純利益については、183億円と前年同四半期に比べ22億円、13.8%の増益となりました。

報告セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

(売上高の明細)

			前第3四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日) (百万円)	当第3四半期 連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日) (百万円)	増減 (百万円)	増減率(%)
運送	国内会社	複合事業	523,438	536,339	12,901	2.5
		警備輸送	44,235	41,040	△ 3,194	△ 7.2
		重量品建設	28,520	27,697	△ 823	△ 2.9
		航空	139,593	135,445	△ 4,148	△ 3.0
		海運	94,042	100,255	6,213	6.6
	海外会社	米州	39,746	51,177	11,430	28.8
		欧州	32,229	51,724	19,495	60.5
		東アジア	49,931	64,853	14,922	29.9
		南アジア・ オセアニア	33,540	37,630	4,090	12.2
販売			282,846	299,402	16,556	5.9
その他			29,677	30,798	1,120	3.8
合計			1,297,801	1,376,367	78,566	6.1

(セグメント利益(営業利益)の明細)

			前第3四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日) (百万円)	当第3四半期 連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日) (百万円)	増減 (百万円)	増減率(%)
運送	国内会社	複合事業	3,755	9,748	5,993	159.6
		警備輸送	1,407	971	△ 435	△ 31.0
		重量品建設	2,524	1,445	△ 1,079	△ 42.7
		航空	3,156	4,521	1,365	43.3
		海運	4,024	4,606	581	14.5
	海外会社	米州	1,569	2,050	480	30.6
		欧州	828	594	△ 233	△ 28.2
		東アジア	1,133	981	△ 151	△ 13.4
		南アジア・ オセアニア	1,513	984	△ 528	△ 34.9
販売			4,997	3,413	△ 1,584	△ 31.7
その他			1,013	959	△ 54	△ 5.4
合計			25,925	30,280	4,354	16.8

1. 複合事業（運送、国内会社）

倉庫及び配送センター業務が堅調に推移し、自動車輸送の需要が回復してきたため、売上高は5,363億円と前年同四半期に比べ129億円、2.5%の増収となり、営業利益は97億円と前年同四半期に比べ59億円、159.6%の増益となりました。

2. 警備輸送（運送、国内会社）

輸送業務の取扱い減少及びサービス単価の下落等により、売上高は410億円と前年同四半期に比べ31億円、7.2%の減収となり、営業利益は9億円と前年同四半期に比べ4億円、31.0%の減益となりました。

3. 重量品建設（運送、国内会社）

プラント工事等の国内工事の減少により、売上高は276億円と前年同四半期に比べ8億円、2.9%の減収となり、営業利益は14億円と前年同四半期に比べ10億円、42.7%の減益となりました。

4. 航空（運送、国内会社）

国内貨物は堅調に推移しましたが、国際貨物の輸送需要が減少したため、売上高は1,354億円と前年同四半期に比べ41億円、3.0%の減収となりました。営業利益は利用費の削減等により45億円と前年同四半期に比べ13億円、43.3%の増益となりました。

5. 海運（運送、国内会社）

設備輸出等の取扱いが堅調に推移したことにより、売上高は1,002億円と前年同四半期に比べ62億円、6.6%の増収となり、営業利益は46億円と前年同四半期に比べ5億円、14.5%の増益となりました。

6. 米州（運送、海外会社）

株式取得したAGS社の貢献、及び海運貨物、倉庫の取扱いが好調に推移したこと等により、売上高は511億円と前年同四半期に比べ114億円、28.8%の増収となり、営業利益は20億円と前年同四半期に比べ4億円、30.6%の増益となりました。

7. 欧州（運送、海外会社）

株式取得したFranco Vago社の貢献、及び為替の影響等により、売上高は517億円と前年同四半期に比べ194億円、60.5%の増収となりましたが、営業利益は5億円と前年同四半期に比べ2億円、28.2%の減益となりました。

8. 東アジア（運送、海外会社）

株式取得したAPC社の貢献、及び為替の影響等により、売上高は648億円と前年同四半期に比べ149億円、29.9%の増収となりましたが、営業利益は9億円と前年同四半期に比べ1億円、13.4%の減益となりました。

9. 南アジア・オセアニア（運送、海外会社）

為替の影響等により、売上高は376億円と前年同四半期に比べ40億円、12.2%の増収となりましたが、営業利益は9億円と前年同四半期に比べ5億円、34.9%の減益となりました。

10. 販売

石油販売単価が上昇したこと等により、売上高は2,994億円と前年同四半期に比べ165億円、5.9%の増収となりましたが、営業利益は34億円と前年同四半期に比べ15億円、31.7%の減益となりました。

11. その他

ロジスティクスファイナンス事業が増加したこと等により、売上高は307億円と前年同四半期に比べ11億円、3.8%の増収となりましたが、営業利益は9億円と前年同四半期に比べ5千万円、5.4%の減益となりました。

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、1兆3,406億円で、前連結会計年度末に比べ930億円、7.5%増となりました。

流動資産は、6,477億円で、前連結会計年度末に比べ601億円、10.2%増、固定資産は6,928億円で、前連結会計年度末に比べ329億円、5.0%増となりました。

流動資産増加の主な要因は、現金及び預金の増加等によるものです。

固定資産増加の主な要因は、投資有価証券の増加等によるものです。

流動負債は、4,363億円で、前連結会計年度末に比べ275億円、6.7%増、固定負債は、3,662億円で、前連結会計年度末に比べ458億円、14.3%増となりました。

流動負債増加の主な要因は、預り金の増加等によるものです。

固定負債増加の主な要因は、長期借入金の増加等によるものです。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、5,380億円で、前連結会計年度末に比べ196億円、3.8%増となりました。これは、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金の増加等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして次の施策を行っております。

A 経営計画

当社グループは、中期経営計画である「日通グループ経営計画2015－改革と躍進－」を策定し、平成25年4月1日から、この計画に総力をあげて取り組んでおります。この計画では、「グローバルロジスティクス事業の更なる拡大」「国内事業の経営体質強化」「グループ各社の多様性を活かした事業拡大」「CSR経営に基づく、事業を通じた社会への貢献」の4つの基本戦略を掲げており、この各項目に当社グループが一体となって取り組むことで、グローバルロジスティクス企業として未来に向かって躍進してまいります。

B コーポレート・ガバナンス強化への取組み

a 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化、コンプライアンスの徹底、経営の透明性確保が重要であるとの認識に立ち、「迅速な意思決定によるスピード経営の実現」と「責任体制の明確化」を基本方針としております。これらを実現するために、経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施していくことを、最も重要な課題の一つと位置づけております。

b コーポレート・ガバナンスに関する具体的な施策の実施状況

当社は、取締役会、監査役会に加え、迅速な意思決定及び業務執行を目的として執行役員制を導入しております。

取締役会および執行役員会は、原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催しております。また、監査役会は、原則として3ヵ月に1回及び必要に応じて随時開催しております。

なお、コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、当社ホームページに開示しておりますコーポレート・ガバナンス報告書もご参照いたします。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年4月11日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。また平成20年6月27日開催の第102回定時株主総会ならびに平成23年6月29日開催の第105回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランは、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続することとしております。

A 本プラン導入の目的

当社は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

B 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

a 本プランに係る手続き

(i) 対象となる大規模買付等

本プランは、以下の（イ）または（ロ）に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

(イ) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ロ) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ii) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出していただきます。

(iii) 「本必要情報」の提供

上記(ii)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、一定の期間内に当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

(iv) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、一定の評価期間内において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行い、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知いたします。

(v) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に対する勧告を行うものといたします。

(vi) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

b 本プランにおける対抗措置の具体的内容

原則として、新株予約権の無償割当てを行うことといたします。

c 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしております。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

④上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は以下の理由により、本プランが基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

A 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準じております。

B 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記③Aに記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものであります。

C 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主総会において株主の皆様にご承認をいただき導入したものであります。また、本プランの有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであり、その間の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランは株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

D 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

E 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記③B aに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

F デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記③B cに記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止できるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,988,000,000
計	3,988,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,062,299,281	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株で あります。
計	1,062,299,281	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年12月31日	—	1,062,299,281	—	70,175	—	26,908

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年9月30日の株主名簿により記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 36,355,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,021,402,000	1,021,402	—
単元未満株式	普通株式 4,542,281	—	—
発行済株式総数	1,062,299,281	—	—
総株主の議決権	—	1,021,402	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株(議決権10個)含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式238株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本通運株式会社	東京都港区東新橋 一丁目9番3号	36,355,000	—	36,355,000	3.4
計	—	36,355,000	—	36,355,000	3.4

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	188,124	210,651
受取手形	※2 14,456	※2 16,618
売掛金	233,460	253,342
たな卸資産	5,514	7,988
その他	147,206	160,491
貸倒引当金	△1,085	△1,312
流動資産合計	587,677	647,779
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具(純額)	18,636	19,127
建物(純額)	241,597	236,317
土地	169,581	169,808
その他(純額)	59,023	60,398
有形固定資産合計	488,838	485,651
無形固定資産		
投資その他の資産	33,705	43,234
投資有価証券	96,732	123,454
その他	41,905	41,754
貸倒引当金	△1,246	△1,242
投資その他の資産合計	137,391	163,966
固定資産合計	659,935	692,853
資産合計	1,247,612	1,340,632
負債の部		
流動負債		
支払手形	※2 8,419	※2 9,077
買掛金	128,275	136,752
短期借入金	64,007	56,761
未払法人税等	6,527	8,083
賞与引当金	18,332	7,891
その他の引当金	195	95
その他	183,081	217,710
流動負債合計	408,838	436,372
固定負債		
社債	80,000	65,000
長期借入金	156,038	202,232
退職給付引当金	46,914	53,043
その他の引当金	586	480
その他	36,825	45,476
固定負債合計	320,365	366,233
負債合計	729,203	802,605

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,175	70,175
資本剰余金	26,908	26,908
利益剰余金	401,902	409,829
自己株式	△6,078	△17,345
株主資本合計	492,907	489,567
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	35,358	47,225
繰延ヘッジ損益	△17	89
為替換算調整勘定	△14,565	△4,601
その他の包括利益累計額合計	20,776	42,713
少数株主持分	4,725	5,745
純資産合計	518,409	538,027
負債純資産合計	1,247,612	1,340,632

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	1,206,020	1,280,503
売上原価	1,127,085	1,190,133
売上総利益	78,934	90,369
販売費及び一般管理費	54,197	60,513
営業利益	24,736	29,855
営業外収益		
受取利息	474	531
受取配当金	2,568	2,512
持分法による投資利益	331	495
為替差益	1,526	2,551
その他	5,023	4,789
営業外収益合計	9,923	10,881
営業外費用		
支払利息	2,448	2,420
その他	772	877
営業外費用合計	3,220	3,298
経常利益	31,439	37,438
特別利益		
固定資産売却益	3,292	2,317
投資有価証券売却益	60	3,776
その他	42	57
特別利益合計	3,395	6,152
特別損失		
固定資産処分損	3,616	2,418
投資有価証券評価損	114	21
特別加算退職金	1,030	9,725
その他	631	175
特別損失合計	5,392	12,341
税金等調整前四半期純利益	29,442	31,249
法人税等	12,392	12,471
少数株主損益調整前四半期純利益	17,049	18,778
少数株主利益	967	473
四半期純利益	16,082	18,305

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	17,049	18,778
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	123	11,865
繰延ヘッジ損益	13	106
為替換算調整勘定	746	9,925
持分法適用会社に対する持分相当額	18	310
その他の包括利益合計	901	22,208
四半期包括利益	17,951	40,987
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	16,923	40,242
少数株主に係る四半期包括利益	1,027	744

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、買収によりFranco Vago S.p.A.及びそのグループ会社19社を連結の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更 当第3四半期連結会計期間より、株式取得により日通NECロジスティクス株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
(税金費用の計算) 税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)	
株式会社ワールド流通センター	465百万円	株式会社ワールド流通センター	386百万円
名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社	837 "	名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社	778 "
Portek International Pte. Ltd.	239 "	Portek International Pte. Ltd.	600 "
従業員の住宅融資に対する保証	1 "	従業員の住宅融資に対する保証	0 "
日通商事タイランド株式会社	312 "	日通商事タイランド株式会社	288 "
		日通商事リーシング(タイランド)株式会社	169 "
計	1,856百万円	計	2,223百万円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	949百万円	1,271百万円
支払手形	1,550 "	1,367 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	34,009百万円	33,964百万円
のれんの償却額	619 "	1,460 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	5,213	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年10月31日 取締役会	普通株式	5,212	5.00	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

剰余金の配当

「1. 配当金支払額」に記載のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,248	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	5,129	5.00	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

剰余金の配当

「1. 配当金支払額」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	運送						
	国内会社					海外会社	
	複合事業	警備輸送	重量品建設	航空	海運	米州	欧州
売上高							
外部顧客への売上高	518,607	44,215	28,312	137,914	87,790	31,997	29,150
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,830	19	207	1,679	6,251	7,748	3,078
計	523,438	44,235	28,520	139,593	94,042	39,746	32,229
セグメント利益	3,755	1,407	2,524	3,156	4,024	1,569	828

	運送		販売	その他	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	海外会社						
	東アジア	南アジア・ オセアニア					
売上高							
外部顧客への売上高	45,973	31,514	235,691	14,851	1,206,020	—	1,206,020
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,958	2,025	47,154	14,826	91,781	△91,781	—
計	49,931	33,540	282,846	29,677	1,297,801	△91,781	1,206,020
セグメント利益	1,133	1,513	4,997	1,013	25,925	△1,189	24,736

(注) 1 セグメント利益の調整額△1,189百万円には、セグメント間取引消去△177百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,035百万円が含まれております。全社費用は、主に企業イメージ広告に要した費用及び提出会社本社のグループ会社部門等管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	運送						
	国内会社					海外会社	
	複合事業	警備輸送	重量品建設	航空	海運	米州	欧州
売上高							
外部顧客への売上高	531,466	41,021	27,567	134,137	94,074	41,930	47,727
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,873	19	130	1,307	6,181	9,246	3,997
計	536,339	41,040	27,697	135,445	100,255	51,177	51,724
セグメント利益	9,748	971	1,445	4,521	4,606	2,050	594

	運送		販売	その他	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	海外会社						
	東アジア	南アジア・ オセアニア					
売上高							
外部顧客への売上高	59,271	34,676	252,516	16,113	1,280,503	—	1,280,503
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,582	2,954	46,885	14,684	95,863	△95,863	—
計	64,853	37,630	299,402	30,798	1,376,367	△95,863	1,280,503
セグメント利益	981	984	3,413	959	30,280	△424	29,855

- (注) 1 セグメント利益の調整額△424百万円には、セグメント間取引消去694百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,124百万円が含まれております。全社費用は、主に企業イメージ広告に要した費用及び提出会社本社のグループ会社部門等管理部門に係る費用であります。
- 2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	15円43銭	17円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	16,082	18,305
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	16,082	18,305
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,042,550	1,028,972

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

中間配当

平成25年10月31日開催の取締役会において、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、次のとおり中間配当を行う旨を決議いたしました。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①中間配当金(1株につき) | 5.00円 |
| ②中間配当金総額 | 5,129,720,215円 |
| ③支払請求権の効力発生日並びに支払開始日 | 平成25年12月3日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 2月14日

日本通運株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川純夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大下内徹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野原徳郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本通運株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本通運株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	日本通運株式会社
【英訳名】	NIPPON EXPRESS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡 邊 健 二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本通運株式会社 大阪支店 (大阪市北区梅田三丁目2番103号) 日本通運株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南四丁目12番17号) 日本通運株式会社 札幌支店 ※ (札幌市北区北七条西四丁目5番地1) 日本通運株式会社 神戸支店 (神戸市中央区浜辺通四丁目1番21号) 日本通運株式会社 横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地 横浜ビル)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧すべき場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため備えるものがあります。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 渡邊健二は、当社の第108期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

